

ひがしくるめ

発行／東久留米市 編集／企画経営室秘書広報担当 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代) ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

4月1日から消防事務(常備消防)を東京都へ委託します



4月1日から、消防体制が東久留米市消防本部から「東京消防庁」に変わります

昨年末に開催された東久留米市議会と東京都議会において、地方自治法に基づく消防事務の委託に係る規約が可決され、今年4月1日から市の常備消防事務(水利事務を除く)を都(東京消防庁)へ委託することになりました。
今号では、消防体制が東久留米市消防本部から東京消防庁に変わることにより、新たに可能になることなどについて、市民の皆さんへご案内します。
詳しくは企画調整課行財政改革担当(内線4412) または市消防本部総務課☎471・0119へ。

消防署の体制

現在、市の消防(消防団を除く)は、1消防署・2出張所の体制で、市内における火災などの災害から市民の皆さんの生命・身体・財産を守っています。

4月1日(木)からは、東久留米消防署に加えて近隣市にある消防署 出張所の部隊が一体となって、市民の皆さんを災害から守る体制となります。近隣の消防署の配置状況を踏まえて、市内では前沢出張所を廃止し、1消防署・1出張所の体制となりますが、災害時に集結する部隊の数や隊員の数は大幅に強化されます。

なお、東久留米消防署と新川出張所は次の通り継続しますので、消防に関するご相談などは、こちらにお寄せください。

(1)消防署Ⅱ▼名称 東京消防庁東久留米消防署▼所在地 幸町3ノ4ノ34(現在と同じ)▼電話番号 471・0119(現在と同じ)

(2)消防出張所Ⅱ▼名称 東京消防庁東久留米消防署新川出張所▼所在地 新川町2ノ3ノ11(現在と同じ)▼電話番号 473・0119(現在と同じ)

4月1日からの消防事務の主な変更点

- 市内の消防署は、東久留米消防署と新川出張所の1署・1出張所の体制になります
- 市内からの119番通報は、立川市にある東京消防庁多摩災害救急情報センターで受信します。通報要領は変更ありません
- 防火管理者の届け出など、各種届け出や申請が、東久留米消防署のほか新川出張所でも受け付けることができるようになります
- 消防団に関する事務は、従来通り市で行います

(注) 同様

なお、東京消防庁へ事務委託後、東久留米消防署のホームページを4月1日以降、新たに開設する予定です。アドレスなどについては、改めてお知らせします。

119番通報

市内からの119番通報は、3月31日までは東久留米消防署(市消防本部)で受信していましたが、4月1日以降は、立川市にある東京消防庁多摩災害救急情報センターで受信します。

同センターでは、稲城市を除く多摩地区の119番通報を一手に受信し、市境に関わらず災害発生場所の周囲にある消防部隊に出動指令を行っています。119番の通報要領はこれまでと変わりません。最初「消防庁、火事ですか、救急ですか」とお尋ねしますので、以降オペレーターの問い掛けに対し、落ち着いてお答えください。

火災予防業務に関する各種届け出など

4月1日以降、防火管理者に関する届け出など、火災予防業務に関する各種届け出や

市ホームページに掲載する「バナー広告」を募集中!!

月に約5万3,000件のアクセスがある市のホームページに、広告(バナー広告)を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【規格】縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式。「扉のページ」上に表示します

※広告デザインは広告主で作成となります。

【募集枠】10枠

【掲載期間】5月から、1ヵ月単位で最長12ヵ月

【掲載料】1枠当たり月2万円

申し込みは3月26日(金)までに(消印有効、所定の申込書(企画調整課秘書広報担当〈市役所4階〉で配布中)に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課秘書広報担当へ郵送または、電子メール、ファクス(470・7804)、直接同担当へ持参を。

※申込書は市ホームページからも取得できます。詳しくは同担当☎470・7708へ。

◆企画調整課秘書広報担当メールアドレス
hishokoho@city.higashikurume.lg.jp



災害時に集結する部隊や隊員の数が、大幅に強化されます

救急対応

4月1日以降は市内の救急要請に対し、東久留米消防署の救急車だけでなく、傷病者に最も近い都内の救急車が出動する体制となります。

また、傷病者の症状などから救急隊だけでは対応が困難と思われる場合や、最寄りの救急車が出動のため遠方の救急車が向かう場合などには、

消防団

消防団に関する事務は、現在と同様、市で行います。災害現場での活動も、これまでと同様に消防署長の指揮の下、消防部隊と一体となった活動を行います。

東久留米消防署と新川出張所庁舎の改修工事を実施中

現在、東久留米消防署と新川出張所において、事務委託に向けて庁舎の改修工事を進めています。東久留米消防署では、4月1日以降も一部、工事を継続します。来署いただく際には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

《今号の主な内容》

- ・所得税、市民税・都民税の申告は3月15日まで
- ・環境美化マナーアップキャンペーンを実施
- ・農家が開設する「市民農園」の利用者を募集
- ・小学生短期水泳教室の参加者を募集

2面 3面 4面 6面